

## 「豊橋市南海トラフ地震臨時情報に係る防災対応指針(案)」への意見募集結果

○意見提出期間 令和2年11月1日(日)～令和2年11月30日(月)

○意見提出者数／意見数 4人／19件

### 【内訳1:提出方法別】

区分	意見提出者数
持参	2
郵送	0
FAX	0
電子メール	1
意見提出フォーム	1
合計	4

### 【内訳2:意見に対する市の考え方の分類】

番号	市の考え方	件数
(1)	ご意見により案の文章を変更したもの	8
(2)	本指針に関する内容で、参考にさせていただくもの	8
(3)	本指針に関するご意見への考え方をお示しするもの	1
(4)	その他のことで、ご意見としてうかがうもの	2
合計		19

○寄せられた意見(抜粋)の概要と本市の考え方

寄せられた意見の概要及び意見に対する本市の考え方は次のとおりです。

(1)ご意見により案の文章を変更したもの

通番	寄せられた意見の概要	本市の考え方
1	「南海トラフ地震臨時情報」が発表される経緯やきっかけなどを、前書きなどで記載してもらえると、わかりやすい。	今回のご意見を受け、前書きを追加することとします。
2	市が主催するイベントの開催中に南海トラフ地震臨時情報が発表されたときの対応を、もっと明確に記載してほしい。	今回のご意見を受け、市が主催するイベント開催中に南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応を明確に記載します。
3	指針に、数か所事業者の事業継続計画(BCP)等の記載があるが、企業がBCPを修正すべきか修正しなくてもよいのかわからない。3ページに記載されているとおり、大部分の事業者の業務に影響があることから、必要な対応をBCP等に記載するといった表現に変えるべきである。	全ての事業者が、BCP等の策定と、南海トラフ地震臨時情報が発表された際の具体的な対応を記載することが望ましいことから、その旨を記載します。
4	8ページに記載されている「南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応(ガイドライン、手引きの概要)」欄は、「4. 事前避難対象地域の設定」に関する内容であることから、掲載場所を変更してはどうか。	ご指摘を受け、事前避難対象地域の説明は、修正案の12ページに記載場所を変更します。それ以外の事項は、修正案8ページの(3)に記載場所を変更します。
5	国のガイドラインでは、「防災対応を検討するにあたっては、企業等は、事前避難対象地域を確認する必要がある。当該地域は市町村の避難勧告等を発令することとなるため、企業等においてもそれを踏まえた対応が必要となる。」と記載されている。 事業者の防災対応においても、自社が事前避難対象地域に位置するか否かで対応が異なることから、30ページの「① 全般的事項」にその旨を記載した方がよい。	ご指摘を受け、「事業者が防災対応を検討するにあたっては、事前避難対象地域の位置関係などを踏まえて対応する」という趣旨の文言を追加します。
6	32ページの表中「病院、小売業など不特定多数の者が出入りする施設」欄に「従業員や要配慮者」と記載されているが、「従業員や来客者等」と記載し、「要配慮者」の対応は、別に特に配慮して行う対応を記載すべきではないか。	貴見のとおり、「従業員や要配慮者」を「従業員や利用者等」と記載するとともに、要配慮者への配慮事項を別に記載します。
7	33ページの「③ 事前避難対象地域以外に所在する事業所等の対応」に関して、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」発表から2週間の対応が同列に記載されていることから、前半の1週間と後半の1週間の対応を分けたうえで、より丁寧に記載したほうがよい。	貴見のとおり、企業の対応を前半の1週間と後半の1週間の対応を分けて記載します。

通番	寄せられた意見の概要	本市の考え方
8	36ページの「③ その他の市所管公共施設の対応」の枠中、「市は、後発地震の発生に備えた適切な措置を講じつつ、通常どおり事業を継続する。」とあるが、指定管理の施設もあることから、「施設管理者は」と記載したほうがよい。	貴見のとおり修正します。

(2)本指針に関する内容で、参考にさせていただくもの

通番	寄せられた意見の概要	本市の考え方
1	指針名の冒頭に「豊橋市」と「に係る」があるため、違和感がある。	この指針は、「南海トラフ地震臨時情報」が発表された際の本市の防災対応の方向性を記載したものであるため、名称は適切であると考えます。
2	7ページの「(5) 想定する後発地震の規模」で、「豊橋市南海トラフ地震被害予測調査で示された規模」とあるが、どれぐらいの規模か。最大クラス(あるいは、マグニチュード9クラス)と記載してはどうか。	「豊橋市南海トラフ地震被害予測調査」では、過去地震最大モデルと理論量最大モデルが示されており、理論上最大モデルは最大クラス(マグニチュード9クラス)とされていることから、現行の表記は適切であると考えます。
3	17ページの「① 災害対策本部の設置」の枠内で、2段落及び3段落目は「災害対策本部は、」としているが、市の対応であるため、「市は、」としてはどうか。	関係機関との連絡調整、避難指示(緊急)の発令は、災害対策本部が特に実施すべき事項であることから、記載は適切であると考えます。
4	22ページの「③ 開設する避難所及びその運営」の枠内で、避難所の原則が書かれており、わかりにくい。「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」が発表された際の避難所の原則は、別に項目を分けてはどうか。	枠内には、「開設する避難所及びその運用」の重要項目が記載されており、記載は適切であると考えます。
5	27ページの「(イ) 避難所となる小中学校等の対応」に、避難所として開設するため休校措置を行う小中学校の表も載せるべき。	既に避難所となる施設が記載されており、記載事項が重複することから、記載しないことが適切であると考えます。
6	28ページの「(オ) その他の市所管公共施設の対応」に、公園、広場、駐車場について「1週間は市民等に利用を控えるように周知」とあるが、表現として弱いので、例えば「利用しないように周知」あるいは閉鎖措置をすることとし「閉鎖するため利用できない旨周知」としてはどうか。	事前避難対象地域内の公園の一部は、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所(災害発生時にまず逃げる場所)に指定されており、閉鎖することはできません。また、「利用しない」と「利用を控える」は表現の強弱はあるものの、同一の内容であることから、現行どおりの表現とします。

通番	寄せられた意見の概要	本市の考え方
7	事前避難対象地域内の巡回、避難指示(緊急)の周知、避難支援などを行う班が新たに必要ではないか。	「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」が発表された際に、事前避難対象地域内の市民を迅速かつ円滑に避難させるためのご意見と受け止めさせていただきます。本指針の検討と並行して、既存の体制で広報などを行う手段の検討などを進めております。
8	21ページの広報文例について、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)は、地震発生から最短で2時間後とされていることから、大津波警報又は津波警報発表直後、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)を発表したとき(避難指示(緊急)発令済)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)を発表したとき(避難指示(緊急)が未発令)など、様々な場合を想定し、どのような広報をするのか検討する必要がある。	市民への防災対応を迅速に行うための市民への広報についてのご意見と受け止めさせていただきます。今後の市民への広報を具体的に検討する上でのご参考とさせていただきます。

(3) 本指針に関するご意見への考え方をお示しするもの

通番	寄せられた意見の概要	本市の考え方
1	27ページの避難所の位置図(Map)で指定避難所が中学校のみであるのは、なぜか。	「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」が発表されたときは、南海トラフ地震がいつ発生してもおかしくない異常事態であります。地震が発生した際は、多くの地元の方は地元の校区市民館や小学校へ避難することが想定されます。ご指摘のありました避難所は、避難者が事前避難対象地域の住民の方が事前避難をするために開設する避難所を想定しています。よって、仮に後発地震が発生しても、なるべく市民の方の避難が円滑にできるよう、津波浸水想定区域以外の第二指定避難所で、地元住民の方の避難が少ないと想定される中学校や市の施設を事前避難のための避難所として開設することとしています。

(4) その他のことで、ご意見としてうかがうもの

通番	寄せられた意見の概要	本市の考え方
1	<p>公園の樹木の巨木化が目立ち、地震、台風の影響で倒木、樹木の落ち葉での側溝の詰まり等の想定災害の発生が考えられる。倒木時には、電線の切断によるインフラの障害、又排水口の詰まりによる冠水、大雨の被害も発生している。これらの想定被害の未然防止として計画的な公園整備とを事前に予算案を策定してほしい。</p> <p>現在、地域住民の方が落ち葉等収集等ごみ処理をされているが、膨大な量であるため、530(ごみゼロ)運動が活発な豊橋市として、いかがなものか。</p>	<p>いただいたご意見・ご要望につきましては、今後の市の取組みの参考にさせていただきます。</p>
2	<p>全体に、「①事前準備」、「②起こってからの対応」が一緒に記載しており、2つに分けて記載した方がわかりやすい。</p>	<p>本指針の構成に関するご意見として、参考とさせていただきます。</p>